



シンポジウム

自治体パートナーシップ制度を超えて 婚姻の平等をすべての人へ

主催：静岡県弁護士会
お問合せ：054-252-0008

近年、静岡県をはじめとする全国の多くの自治体で「パートナーシップ宣誓制度」が導入されています。しかし、制度の内容や、制度が導入された背景、効果の限界などについては、必ずしも多くの方が理解しているわけではありません。

また、2024年10月30日には、同性どうしの結婚を認めない法律規定は憲法違反とする東京高等裁判所の判決が出されるなど、全国各地で婚姻の平等を問う裁判が係属しています。自治体のパートナーシップ制度と一連の裁判を題材に、真の「婚姻の平等」とは何かを深く考える機会を設けるために、静岡県弁護士会ではお二人の講師を招いて講演会を開催することになりました。参加資格は特にございませんので、是非、講演会に足をお運びください。

講師のご紹介



静岡大学教授笹原恵氏

静岡大学大学院情報学領域教授
静岡大学情報学部長（2021年度～）
専門は社会学（家族・労働・ジェンダー論）、女性学



弁護士水谷陽子氏

ミツレ・フォーリエ法律事務所（愛知県弁護士会所属）
性的マイノリティの人権課題に取り組む
「結婚の自由をすべての人に」訴訟（愛知訴訟・東京訴訟）
オペなしで！戸籍上も「俺」になりたい裁判（2023年10月静岡家
裁浜松支部で生殖腺除去要件の違憲判断を勝ち取る）ほか



開催場所：静岡県産業経済会館大会議室（静岡県静岡市葵区追手町44-1）
開催日時：2024年12月21日（土） 13:30～16:00
※参加費無料・予約不要です